

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

- 特集・子ども議会
「子どもの参加の権利」を
どう実現するか! ……1~3
「川崎子ども議会」の開催とその後 ……4
「大人の本気」を
子どもに伝えてこそ ……4
「町長さんの給料はいくらですか」 ……5
- 条約〈検証〉第2回
自治体における条約の実施と普及 ……6
- 国連・子どもの権利委員会
第11会期報告 ……6
- 子どもの権利条約
市民・NGO報告書をつくる会が発足 ……8

「特集」子ども議会

「子どもの参加の権利」をどう実現するか!

子どもの権利条約が批准されて二年。日本社会は必ずしも権利保障の面で進んだとはいえないが、自治体では変化が生まれている。

子どもの人権連が調査した「自治体アンケート」(別掲)によれば、子どもの意見表明権保障とも関わり、「子ども議会」などを開催する自治体が増えているという。

今年に入り、宮城県の「子ども県議会」のように都道府県レベルでも条約をふまえた取り組みが開始されているが、そろそろ条約の精神にそった「子ども議会」のあり方について検討していく時期にきているといえる。

「子どもの参加の権利」の実現の視点にたてば、次のような課題をクリアする必要があると思われる。

- (1) 子ども議会に子どもが参加する際、事前に必要な情報が与えられ、またアクセスできるか。(情報へのアクセス)
 - (2) 子ども世代の代表が適切に選ばれているか。(世代代表制)
 - (3) 子ども議会の企画・運営等の決定システム・プロセスに子どもが参加しているか。(共同決定)
 - (4) 子ども議会の決議・意思表明に対して、自治体は誠実に対応したか。子どもの参加がどのような役割を果たし、また果たさなかったのか。(自治体の事後報告)
- このほか、子ども議会の継続性、参加養成教育、子ども参加の支援システム(参加援助)の問題などにもとりくむ必要がある。

(喜多明人)

世界で少しずつ広がる「子ども議会」の輪

「子ども議会」の輪は、少しずつではあるが世界で広がっている。フラ

ンスの多くの自治体で行われている子ども市議会(小野田氏の原稿参照)、そ

れにならって一九八七年から年三回開かれるようになったベルギーの「ヴァーレン子ども市議会」(日弁連「子どもの権利オンブズマン」一一一頁以下参照)のほか、スロベニアのように国政レベルの取組みを行なっているところもある(本紙一八号拙稿参照)。

アフリカのセネガルも、地域ごとの子ども議会に加えて「全国子ども議会」を開催するようになった国のひとつである。毎年、「アフリカ子どもの日」である六月一八日に開かれており、各地域から国民議会議事堂に集まってきた子どもたちの質問に、大臣たちが答弁する。一九九五年の議長は一四歳の少女が務め、大統領も出席した。民間主導のスロベニアとは異なり、政府が資金調達も含めて積極的に後押ししている点が特徴で、地方の子どもたちの参加を奨励するため、服装で気後れしないように揃いのTシャツを支給したり、首都タカールに交通手段も提供しているとのことである。

恒常的な議会ではないにせよ、議事堂に子どもたちの代表を集めて会議を開いたタイ、フィリピン、ホンジュラスといった国もある。また、南アフリカでは「南アフリカの子ども」の権利に

関する国際サミット」が一九九二年に開かれ、子どもたちが二二条からなる「南アフリカ子ども憲章」を採択した。こうした取組みをどのように広げ、制

度的に位置づけていくかが今後の課題となっていく。

(平野 裕二)



古くなり使われなくなった小学校の建物を利用して、子ども議会に關係した子どもたちの自主的活動のサークル室が設けられている
(シルティガム市)

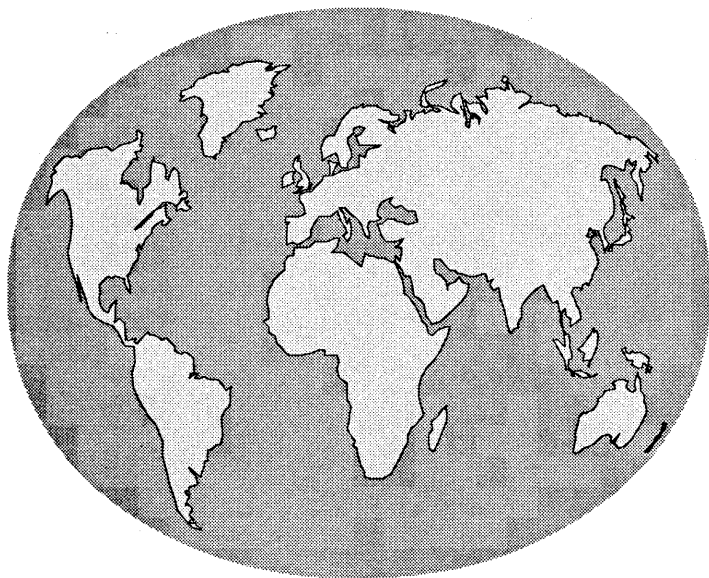
継続的で活発なフランスの子ども議会

小野田 正利 (長崎大学)

国際児童年の一九七九年に、フランス・ストラスブール北隣の町シルティガムで、市長の発意によって、市内の子どもたちを集め「市町村子ども議会」(conseil municipal d'enfants et de jeunes) が開催されました。これは子どもたちの自発性に期待し、身近な町の行政問題からさらには国際問題について、子どもたちの目の高さで「議会討議形態で考え」かつ「行動する」目的をもって設置され、その後毎年継続的に活動をしています。この取り組みは、全国の市町村に影響を与え、一九九五年現在では七四〇の市町村において子ども議会が設置され活動しているほか、スイス、ベルギーなど他の欧州各国にも拡大されつつあります。

「議会」という形態をとるため、その子ども代表議員は、立候補をして選挙で選ばれます。有権者は、その町に居住または就学しているすべての子ども・青少年で、被選挙資格もこれと同等です。年齢は、一般的には九歳から一七歳前後(小学校高学年から中学および高校生)で、議員定数は約三〇、任期は通常二年です。

議会は、総会として年に三回程度開催され、必要に応じて実際の市町村長・助役・関係議員が臨席します。第一回目の会議で、議員たちは日ごろ思っていることを発言しますが、たいていの場合現状批判となることが多いようです。まちの通りが味気無い、交通量が多いため危険を感じる、コミュニケーションが身近なものと感じられない、子ども・青少年が集えるような場所が少ない、といった町の行政に対する意見から、学校に関わる問題として、学校の遊び空間、面白くて分かりやすい授





業、給食の内容の改善要求まで、さらには子どものための様々な文化・スポーツイベント開催の要望、あるいは環境汚染問題の指摘など、実に多様なものが出されます。これらの問題解決のための可能なプランを市長も議長も考えますが、議員たちが小グループに分かれての個別検討委員会も設置されます。例えば、余暇・文化・スポーツ活動、国際連帯、環境問題、動物愛護、学校問題、健康問題、交通問題などが代表的なものです。子どもの発想で「人は優しく親切であるべき」という提案によって「親切委員会」が設けられたりすることもあります。これらの活動を援助するために、町予算から経

常経費として円換算で年間一〇万〜二〇〇万円前後が保障され、このほか設備あるいは各種イベント経費が別に支出されます。委員会は、月に一〜二回のペースで開かれ、指導助言者のほか、その問題に対する専門家（建築家、都市計画企業、技術者）を招いて議論し、また町当局から提示される資料を参考にしながら新しい知識を身につけ、実現可能な改善・解決策を掘り下げていきます。こうして得られたプランは、さほどの財政支出を要しないものについては直ちに実行に移されます。但し、

子ども議会の議員選挙の有権者登録カード（シルティガウム市）

問題が多岐にわたり複雑なもの、かなりの財源を必要とするものについては、さらに調査検討を重ねた上で着手されます。こうして決められたプランは大人側（本当の町当局など）が一方的に否定し覆すことはなく、原則として尊重されますし、もし実現不可能な場合でも、なぜそうなのかを正しく説明すべきものとされています。もちろん子

ども議会といっても、すべてが子どもたちだけの運営によるのではなく、それらを円滑にするために、町当局の子ども・青少年問題担当者や、地域内の様々な教育・文化関係団体といったパートナーの援助や助言あるいは調整活動などが重要となっていることは言うまでもありません。なお、こういった議会活動の他にも、子どもたちだけで、ロックコンサートや各種の発表会を開催するなどのイベント行事も積極的にすすめているところも多くあり

ます。フランスの子ども議会は、各自自治体ごとの自主的設置によるものですが、選挙・財政などの制度的機構をもっており、かつ年間を通じた継続的な活動として定着していることが大きな特徴といえます。そして子どもの権利条約の批准以後においては、市民の権利と責務を育み、また行使する絶好の場のひとつとして、この子ども議会の存在意義に対する注目が高まっているといわれています。



子ども議会の環境委員会の活動の一つとして、子どもたちが作り、町のところどころに置かれているおもしろいゴミ箱（シルティガウム市）

「川崎子ども議会」の開催とその後

小宮山健治（川崎市教育委員会）

「子どもの権利条約」が批准された一九九四年、川崎市では市制七〇周年を迎え、一〇月には市議会議場において、本番の市議会と同じ形式で「川崎子ども議会」を開催した。

午前中は小学生議員、午後は中学生議員による審議となり、議長は本番同様に市議会議長が勤め、子ども議員が市長をはじめとする行政担当者に質問をした。

ある「議員」は障害者にやさしい住環境づくりを訴え、また、ある「議員」は思いっきり遊べる広場の創設を、そして、チマ・チョゴリ姿の朝鮮学校生徒は制度上の改善と未来の川崎市民として育ちゆく夢を語り、議場の大きな拍手を受けた。

この市議会議場での「子ども議会」開催前には、全市の各学校（小・中・特殊教育諸学校・民族学校・私立学校を含む）および子ども会での子ども会議から選出された議員が、それぞれ持ちよった市への提案や要望・意見の内容別に小委員会形式のグループ別討論会をもち、その討論の中から、グループ別の代表議員を「子ども議会」へ送

りだすという形をとったが、議場で代表質問のできなかったすべての子ども議員に対しても、提出された意見書へは行政担当者から文書で回答をするように配慮した。

この「川崎子ども議会」を単なるイベントに終わらせないために、翌一九九五年からは、市内の一つの行政区において「川崎子ども議会」を発足させている。代表児童は、子ども会、学校、青少年団体から選出し、区によっては広報紙等による公募の枠を設けた所もあった。また、市が運営する四つの青少年施設では、利用者としての子どもたちが参加する「青少年施設子ども議会」も開催してきている。ある高校生は、「小学生から高校生まで幅広い人たちが参加し、私より小さい小学生が私より素晴らしい発言をしていたのはびっくりしました」という感想を述べている。

今年度も、これら「子ども議会」がより充実・発展していけるよう、継続した事業の展開を図りながら、数年の間隔をおいて、「川崎子ども議会」を開催できないものか検討している。

一九九五年十一月二十五日、二宮小学校にて、二宮町の教育を推進する町民会議主催「第二回子ども町民会議」が開催されました。

「明るく楽しい学校にするためには」のテーマに、小学校三校、中学校二校、高校一校の代表三九名と、町教育委員、社会教育委員、学校長、教員、PTA役員、PTAの三五名が参加しました。

議長を、二宮高校の生徒会役員が務めたのをはじめ、代表者は、児童会・生徒会役員で構成され、意見交換が行われました。

子どもからの「校内、また他校との交流、行事を増やしてほしい」という意見が、小・中・高校共通していました。今、週五日制に移行する中で、行事が縮小される現実とのギャップがあります。

「先生と一緒に遊びたい」という子どもの声に、参加された先生から「とにかく忙しくて、その時間を持ってない」との発言でした。

次に、はじめについて、各校の子どもたちが顔を見合わせながら、「今はないよね」と次々発言するのには驚きました。現実には、中学校では、PTA役員がその対応に苦悩する状況があるのですから。いじめられている子どもの孤独感を思いました。

制服に関しては、子どもがその着心地という体感的な非合理性を訴えたのに対して、学校長、教育委員会が「物の無い時代に制服をいかに大事にしたか」という情操的教訓。そして、「義務教育の間は、辛抱して」とくくられました。

他にもそれぞれの学校の実践例、願いが発表されました。

まず思ったのは、問題点も可能性も、今を子どもにだけ伝えていたか。発言された言葉の意味を、一緒に考え生かす。大人の本気をどれだけ伝えていけるか。そこからしか、子どもの真の意見表明は生まれて来ない。そのことでした。

大人の本気を子どもに伝えてこそ

——二宮町「子ども町民会議」から

小岡扶美子

「町長さんの給料はいくらですか」

―葉山町・藤沢市の「子ども議会」から

小平由起（ネットワーク委員）

一九九六年一月に開かれた葉山町の「子ども議会」は、一昨年に続いて二回目の開催。子ども会が主催の（「リーダー研修」です。議員を体験することにより、地域社会への関心を高めながら次世代のニューリーダーとしての気付きを与えるのが主なねらい。

町議会議場で行われたこの「子ども議会」に参加したのは、各子ども会の会長と副会長の子どもたち三二名。二四名が「子ども議員」に、八名が「町の執行部」に变身し、大人は町長と教育長だけという構成。とはいえ、議場

内のあちらこちらに「助っ人役」の大人が……。『大人議会』そのままの議会用語に子ども議員も緊張気味。

「プールや公園、大きな運動場を作ってくれますか」「学区はどのように分けられているのですか」など、要望や疑問の声から、「自然を壊しているのでは湘南国際村を作る価値はあるのですか」という自然破壊に対する鋭い指摘の声も。さらには「町長になった目的は？」「お給料はどうなっているんですか」と子どもならではの質問に町長も汗を拭きながらの答弁。子どもたち

の率直で素朴な質問に答える大人の側も肩の力を抜かざるを得ないようで、いつもなら堅苦しいイメージを与える議会にもこの日は柔らかな空気が流れていました。

これより先に行われた藤沢市の「子ども夢議会」は、市内小学四・六年生からの公募で市教委・青少年協会・青年会議所の共催。市の幹部もすべて「本物」ということで葉山町とは目的も形も異なりますが、大人が子どもとの目線に立ち対等な関係で意見を交換し合う場は、これからの社会の方向としては必要となってくることでしよう。小学生のみならず、中学生、高校生の意見表明の場も作りたいものです。子ども参加の枠を広げながら。

子どもたちの内にある新鮮で柔軟な発想は、硬直した大人たちの既成概念に捉われた思考に快いゆさぶりを与えてくれるようで、これからの「子ども議会」の発展が楽しみです。

条約〈検証〉第②回

自治体における条約の実施と普及

子どもの権利条約の実施と普及において自治体が果たす役割は大きい。子どもの人権連は、子どもの権利委員会への日本政府報告書提出を意識して、自治体における条約の実施状況についてアンケート調査した。

調査の目的は、第一に、自治体における条約の実施と普及の現状を正確に把握し今後の課題を探ること、第二に、自治体における多様な取り組みの事例

を集め広く知らせるとともに、自治体間での情報交換に寄与し、条約の実施と普及に貢献することである。

調査の主な項目は、子どもに関わる施策、子どもの参加、広報・研修、子

どもに関わる組織、子どもの権利のための監視制度、子どもに関する条例・宣言、民間団体との連携、である。

調査は、一九九五年八月から一〇月にかけて、七三二の団体（四七都道府県、六六二市、二三東京特別区）を対象に、郵送で行った。回答は、四八八の自治体。

ここでは、いくつかの項目について紹介する。

1 子どもに関する施策

子ども施策策定の前提として子どもの実態調査をしている自治体は四〇、予定は一四。しかし、条約の普及・認知度まで調査しているのは中野区などごくわずかである（中野区は、子どもの権利や社会参加に視点を当てた子ども白書「子ども再発見」を発行）。

いわゆるエンゼルプランにともないその地域版の策定が進められている関係で、子どもに関する計画を策定した自治体は三二、予定が五四。その相当数がエンゼルプランに対応して子育ての社会的支援を中心に行っているなかで、大阪府の子ども総合ビジョンは重要である。大阪府は施策の基本方針の第一に「すべての子どもの成長を支え、権利を尊重する社会づくり——子どもと大人の新しいパートナーシップの実現」をあげ、施策目標の第一に「子どもの豊かな遊びと文化の創造」、最後に「子ども参加型の社会づくり」を加えている。また、八千代市のように、全庁的

にかつ市民参加をふまえて計画を作成しようとしているところもある。なお、他民族・他国籍の子どもに対する施策については、条約の水準からするとさらなる改善が求められている。

2 子どもの参加

条約の特徴の一つである子どもの意見表明・参加に関する取り組みとして、審議会などに子どもを参加させていると回答した自治体は八、予定が五と非常に少ない。八千代市・那覇市・東京都のように、子どもにやさしい街づくり推進委員会などに子どもを参加させていく予定を持つ自治体が主である。苫小牧市は「子ども会議」を組織し、子どもからの政策提言を受けている。いわゆる「子ども議会」を継続的に開催が四〇、これまでに開催が一一九、予定が二二と、かなりの取り組みがある。しかし、市政や議会に対する関心を高め理解を深めるという目的であったり、いわゆる市政〇〇周年記念事業にともなうイベントであつたりという場合が多くみられる。その中で、川崎市・横浜市・世田谷区・武雄市・浜北市・日野市のように議会を継続的に開催し、子どもの意見を反映しようとしている自治体もある。

3 広報・研修

条約が義務づけている条約の広報・普及については、一一九の自治体が広報紙・誌で行っている。「子ども向け」の広報については、行った自治体が二一、予定が一二と圧倒的に少ない（詳しくはニュースレター二一号・二二号参照）。条約の広報について、子どもの意見を聞きそれを反映させて行っている自治体はほとんどない。外国人向けの広報を行っているのは一三の自治体だけである。条約の研修については、何らかの形で行っている自治体は一八七、予定が八三、関連の研修で取り上げたところが二一八に上る。しかし、熊本県・大宮市などのように教育や福祉に関わるほとんどの職員に対して研修を行っているところは少ない。

なお、調査結果の詳細とその分析は明石書店から出版される予定。
(荒牧重人)

国連・子どもの権利委員会第一一会期報告

五〇か国の報告審査

子どもの権利委員会第一一会期は一九九六年一月八日から二六日にかけて開かれ、イエメン、モンゴル、新ユー・スラビア、アイスランド、韓国、クロアチア、フィンランドの七か国について報告審査が行なわれた。これで、委員会はちょうど五〇か国の報告を審査したことになる。以下、各国の審査のポイントを簡単に報告する。

されている。

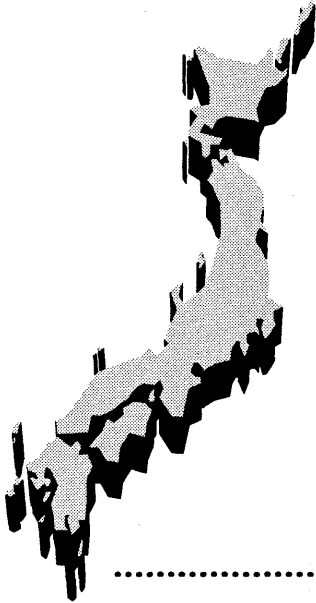
最低婚姻年齢が一五歳と低めに設定されていることや、一五歳以上の者には死刑も科すことが可能であるかのようない規定になっていることなど、子どもの定義をめぐってもいくつかの懸念が表明された。このほか、子どもを物乞いとして利用することも含めた虐待、女子に対する教育上の差別などについても懸念が表明されている。

モンゴル

モンゴルは、子どもの権利法草案の議会提出、子どもに関する国家評議会（委員長＝総理大臣）の設置、国家予算の二〇％以上を教育に配分するとい

イエメン

アラビア半島の南端に位置するイエメンは、社会主義の南イエメンと部族的伝統を重視してきた北イエメンが一九九〇年五月に統一して誕生した国家である。統一後に勃発した内戦による影響、二つの異なる制度を統合する難しさ、保健・教育などのサービスの地域間格差など、いくつもの問題を抱えていることが指摘



う方針の採択など、興味深いアプローチをとっている国のひとつである。しかし同時に、共産主義から市場経済への移行期にともなう多くの問題が指摘された。教育の保障もまだまだ課題が残されている。

ひとり親家庭への援助のあり方、孤児やストリートチルドレンが増えていることなど、家族をめぐることも多くの議論が交わされた。また、少年司法、児童労働、性的搾取などの問題も取り上げられている。ハマバーク委員が、「子どもの最善の利益(第三条)を確保するひとつの方法は、ある決定が子どもにも与える影響を評価するシステムを見つけること」と、「子ども影響評価」(child impact statement)の考え方に言及したのも興味深かった。

3 ニューノースウェル

国連安保理の経済制裁を受けていた新ユーゴスラビアは、政府報告および文書回答は委員会に提出したものの、子どもの権利条約の締約国会議への参加を拒否されたことを理由に、審査の場への出席を拒否。そのため、政府代表抜きで審査が行なわれるという初めての事態となった。政府報告、文書回答その他の情報に基づき、委員が役割分担をして各領域ごとにコメントを読み上げていったのである。そのため、審査も一合合(三時間)で終了した。取り上げられた問題の多くは、やは

り、最近まで続いていた泥沼の武力紛争や経済制裁が子どもたちに与える影響に集中。また、アルバニア人が人口の九割近くを占めるコソボ自治州への差別的対応、警官による暴力などに関しても、ハマバーク委員などがかなり強い調子で懸念を表明している。もちろんその他の領域についてもさまざまな問題点が指摘された。

4 アイスランド

本誌前号でも紹介した通り、アイスランドは子どもの意見表明権の保障にも配慮した法改正を進めている。もともと、改正憲法が子どもの「保護およびケア」しか規定していないことをめぐって、「消極的権利しか認められておらず、権利主体としての積極的権利への認識が薄いのではないか」などの指摘も行なわれた。また、一九九五年の教育法改正にもとまない、教員会議に生徒代表が参加できるなどの規定が廃止されたことは逆行ではないかという疑問も提起されている。

このほか、児童福祉委員会という行政機関が、家族への援助と、親からの分離の決定という性質の異なる役割を同時に果たさなければならぬ点について、「二つの役割は切り離して、分離の決定は司法機関が行なうようにした方がいいのではないか」という議論も行なわれた。事故や自殺などの問題にもやや焦点が当てられている。

5 韓国

受験競争の加熱、学校教育における子どもの権利侵害など、韓国の状況には日本と共通する部分が多い。ただし、そうした問題もいくつか取り上げられはしたものの、主要な論点にはならなかった。意見表明権や市民的権利に関しては、子ども自身による市民的自由の行使をどのように援助しているかという点も含めてやや詳しい質問が出されている。集会・結社の自由や表現の自由を侵害する恐れのある国家安全保障法の存在にも懸念が表明された。

主要な論点に挙げることができるのは、養子縁組の規制が不十分なこと、民間ボランティア中心の「児童福祉委員会」のあり方、女子に対する差別などの問題である。児童労働や少年司法についても取り上げられた。

6 クロアチア

新ユーゴと同様、武力紛争が子どもたちに与えた影響や、特定地域に集中するマイノリティへの差別的対応などが主たる懸念の対象となった。後者の点については、とくに国籍の取得をめぐる差別が議論になっている。また、戦時から平時への移行期に当たるといまでも、子どもたちが有効に苦情申立てを行なえるような特別手続が必要だと

ハマバーク委員が力説していたのも印象的である。子どもの心理的回復についても取り上げられた。

このほか、矯正施設に措置された子どもと親とのつながりなど、親との分離についても、もっと代替的措置を模索すべきなどの指摘が出されている。

7 フィンランド

フィンランドの政府報告は非常によくできており、意見表明権の保障に関する立法も、本誌前号で報告したように先進的な取組みを行なっている。ただし精神病院への強制入院については、一二歳以上の子どもの異議申立て権が認められているにも関わらず増加しているとのことであり、入院に代わる措置を模索すべきなどの指摘が行なわれた。性的同意年齢を一五歳に引き下げる動きがあることについても、子どもの最善の利益に照らして、バランスのとれた慎重な検討を行なう必要があるという声が出ている。

このほか、緊縮財政が子どもたちに与える影響、マイノリティのサミンに対する権利保障、虐待を理由とする親子分離の際の司法介入のあり方などをめぐって議論が行なわれた。

* *

次回第一二会期は、五月二〇日から六月九日にかけて開かれる。

(平野 裕)

子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会が発足

市民・NGOと 政府の「対話」

市民・NGOの立場と視点から子どもの権利条約の実施状況を検証し、それを一つの共同の報告書として国連子どもの権利委員会に提出しようとする取り組みが本格的に動き始めました。

子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会（略称「つくる会」）準備会では、政府の報告書が条約の実施状況を正確に把握し課題を明らかにしたものであるには、市民・NGOの意見をふまえる必要があると考え、政府との建設的な対話を求めています。

三月一四日、外務省の努力もあって外務・法務・厚生・文部・労働・警察の関係七省庁と「つくる会」準備会の個人・団体五〇人が参加して、「非公式のヒアリング」が開かれました。「非公式」とはいえ、また市民・NGOの意見に対する政府の回答がなかったとはいえ、政府報告書作成にあたってこのような形の「対話」が行なわれたことは画期的なことです。また、この「対話」にむけて、市民・NGOから政府に対する多様な意見書が六七（第二次

分を含めると八四）提出されました。ネットワークも今回は条約一二条の意見表明権の問題にしばって意見書を出しています。

共同の報告書づくりへ

数回の準備会合ののち、「つくる会」の設立総会が、四月七日、国立オリンピック記念青少年総合センターで約一〇〇人の参加者のもと開かれました。総会では、「つくる会」の申し合わせ事項、代表・事務局、予算、暫定スケジュールなどを確認しました。

会の目的は、「子どもの権利に関心を寄せるすべての市民およびNGOによる基礎報告書をもとに、子どもの権利条約に関する共同のひとつの「市民・NGO報告書」を国連子どもの権利委員会に提出する。この過程を通じて、国連子どもの権利委員会による日本政府報告の審査をより実効的なものにし、子どもの権利条約の日本における実施の水準を向上させる」（申し合わせ事項2）です。この会はこの趣旨に賛同する個人・団体（子どもを含む）はだれでも参加できます。会費は一口五〇〇〇円です（子どもは無料）。

代表は、大田堯、津田玄児、永井憲一、福田雅章、堀尾輝久の各氏（さらに追加交渉中）。事務局はDCI日本支部におき、ネットワークも事務局構成団体になっています。

会は今後、基礎報告書のつくり方、政府報告書の検討等々の学習交流会や政府との「対話」をすすめるながら、より多数のそして充実した基礎報告書づくりへの働きとそれを基にした共同の報告書作成にむけてとりくみをすすめる予定です。

子どもの日はネットワークのイベントと総会へ

五月五日（子どもの日）イベント（午後一時～四時）

子どもたちがいじめやエイズ問題、子どもの社会参加などについて考え意見交換するなかで、おとなとのパートナーシップをもった対話、子ども同士のネットワークづくりをめざします。

ネットワーク総会（午後四時～五時）

・ネットワークの新たな段階へ

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

（小田急線参宮橋駅下車 徒歩五分）

待望の書

新世紀の子どもと学校

子どもの権利条約をどう生かすか

■喜多明人 著

2200円

現在の子どもの実態を明らかにしながら、子どもの権利条約の理念を実際に活かすにはどうしたらいいか、指針を示す。

子どもの権利条約

——学習の手引

●広沢 明 著

季刊教育法 97号 2000円

2800円

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
☎102 電話 03-3234-4641

「子どもの権利条約」No.25

1996年4月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日／午後1時～午後6時）

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

★郵便振替 00180-2-750150

★印刷

